

筑北村耐震改修促進計画（第Ⅲ期）

令和3年4月

筑 北 村

目次

はじめに

- 1 計画の目的・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・ 1
- 2 本計画の位置づけと他の県計画との関係・・・・・・・・・・・・・・ 1
- 3 計画期間等・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・ 1
- 4 耐震化の必要性・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・ 2
- 5 本計画の対象とする建築物・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・ 4

第1 建築物の耐震診断及び耐震改修の実施に関する目標

- 1 想定される地震の規模、想定される被害の状況・・・・・・・・・・・・ 5～10
- 2 耐震化の現状・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・ 11～13
- 3 耐震改修等の目標の設定・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・ 14～17
- 4 公共建築物の耐震化の目標等・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・ 18～19

第2 建築物の耐震診断及び耐震改修の促進を図るための施策

- 1 耐震診断及び耐震改修に係る基本的な取組み方針・・・・・・・・・・・・ 20
- 2 耐震診断・改修の促進を図るための支援策・・・・・・・・・・・・・・ 21
- 3 安心して耐震改修を行うことができるようにするための環境整備・・・・ 21～22
- 4 地震時の建築物の総合的な安全対策に関する事業の概要・・・・・・・・ 22
- 5 地震に伴う崖崩れ等による住宅・建築物の被害の軽減対策・・・・・・・・ 22

第3 建築物の地震に対する安全性の向上に関する啓発及び知識の普及

- 1 地震ハザードマップの作成及び公表・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・ 23
- 2 相談体制の整備及び情報提供の充実・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・ 23
- 3 パンフレットの作成及び配布並びにセミナー・講習会の開催・・・・・・・・ 23
- 4 リフォームにあわせた耐震改修の誘導・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・ 23
- 5 自治会等との連携策及び取組み支援策について・・・・・・・・・・・・ 23～24
- 6 耐震改修促進税制等の周知・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・ 24

第4 建築基準法による勧告又は命令等についての所管行政庁との連携

- 1 法による指導等の実施に関する所管行政庁との連携・・・・・・・・・・・・ 25
- 2 建築基準法による勧告又は命令等の実施に関する特定行政庁との連携・・・・ 25

第5 その他建築物の耐震診断及び耐震改修の促進に関し必要な事項

- 1 関係団体による協議会の設置、協議会による事業の概要・・・・・・・・ 26
- 2 その他・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・ 26

- 別表1・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・ 27

はじめに

1 計画の目的

筑北村耐震改修促進計画（以下「本計画」という。）は、村内の既存建築物の耐震性能を確保するため、耐震診断とその結果に基づく耐震改修を促進することにより、既存建築物の耐震性能の向上を図り、今後予想される地震災害に対して村民の生命、財産を守ることを目的として策定しました。

2 本計画の位置づけと他の村計画との関係

本計画は、建築物の耐震改修の促進に関する法律（平成7年法律第123号、以下「法」という。）第6条に基づく市町村の耐震改修促進計画として策定しています。また、村における他の計画（筑北村地域防災計画等）との整合を図りながら、建築物の耐震化を推進するために必要な事項に関し、より具体的に定めることとします。

(1) 「筑北村地域防災計画」

筑北村地域防災計画の震災対策編において、第1章 災害予防計画 第1節 地震に強いむらづくり 第2 計画の内容 2 地震に強いむらづくりの中で、イ 建築物等の安全化

（ア）不特定多数の者が利用する建築物並びに学校及び医療機関等の応急対策上重要な建築物について、耐震性の確保に特に留意する。

特に防災拠点となる公共施設等の耐震化について、数値目標を設定するなど計画的かつ効果的な実施に努める。

（イ）住宅をはじめとする建築物の耐震性の確保を促進するため、基準の遵守の指導等に努める。

（ウ）既存建築物の耐震診断・耐震補強等を促進する施策を積極的に実施する。

（エ）建築物における天井材等の非構造部材の脱落防止対策、ブロック塀及び家具の転倒防止策、エレベーターにおける閉じ込め防止等を図る。

こととされています。

3 計画期間等

本計画では、令和3年度から令和7年度までの5年間とし前計画を継承しつつ、目標値の設定や住宅・建築物の耐震化へ向けた取組みを行います。

4 耐震化の必要性

(1) 地震は、いつ・どこでおきても不思議でない状況となっています。

平成 16 年 10 月には新潟県中越地震、平成 17 年 3 月には大地震発生の可能性が低いと言われていた福岡県でも福岡県西方沖を震源とする地震、平成 20 年 6 月の岩手・宮城内陸地震など大地震が頻発しており、特に平成 23 年 3 月に発生した東日本大震災は、これまでの想定をはるかに超える巨大な地震・津波により、一度の災害で戦後最大の人名が失われなど、甚大な被害をもたらした。

また、近年も平成 28 年 4 月の熊本地震、平成 30 年 9 月の北海道胆振東部地震など大地震が頻発しており、さらに平成 30 年 6 月の大阪北部を震源とする地震においては塀に被害が発生しました。

大地震はいつ・どこで発生してもおかしくない状況となっており、南海トラフ地震、首都直下地震等については、発生の切迫性が指摘され、ひとたび地震が発生すると被害は甚大なものになると想定されています。特に、南海トラフの海溝型巨大地震については、東日本大震災を上回る被害が想定されています。

長野県内においても、平成 23 年 3 月に長野県北部の地震が、同年 6 月には長野県中部の地震が発生し、さらに、平成 26 年 11 月には県の北部を震源とした長野県神城断層地震が発生するなど、大地震が発生しています。

(2) 死因の約 9 割は建物の倒壊によるものです。

平成 7 年 1 月の阪神・淡路大震災では、地震により 6,434 人という多数の方の尊い人命が奪われましたが、このうち地震による直接的な死者数は 5,502 人であり、さらにこの約 9 割の 4,831 人が住宅や建築物の倒壊等によるものでした。

(3) 地震による人的・経済的被害を軽減するために

建築物の耐震改修については、中央防災会議において決定された建築物の耐震化緊急対策方針（平成 17 年 9 月）において、全国的に取り組むべき「社会全体の国家的な緊急の課題」であるとともに、南海トラフ地震防災対策推進基本計画（平成 26 年 3 月）において、10 年後に死者数を概ね 8 割、建築物の全壊棟数を概ね 5 割、被害想定から減少させるという目標達成のため、重点的に取り組むべきものとして位置づけられています。

(4) 耐震改修促進法の改正について

ア 平成18年1月26日施行

地震防災推進協議会の提言を踏まえ、国において法の改正が行われました。

この改正により、

(ア) 計画的な耐震化を推進するため、国は基本方針を作成し、村は耐震改修促進計画を作成

(イ) 建築物に関する指導等の強化として

a 道路を閉塞させるおそれのある建築物の指導・助言を実施

b 村による指示等の対象に学校、老人ホーム等を追加

c 村の指示に従わない特定建築物を公表

d 倒壊の危険性の高い特定建築物については建築基準法により改修を命令等が追加されました。

イ 平成25年11月25日施行

住宅及び多数の者が利用する建築物の耐震化率を平成27年までに9割にする目標(「地震防災戦略」(中央防災会議決定(Ｈ17)))の達成には、耐震化を一層促進することが必要であること並びに南海トラフの巨大地震や首都直下地震の被害想定で、これからの地震が最大クラスの規模で発生した場合、東日本大震災を超える甚大な人的・物的被害が発生することがほぼ確実視されることから、国において法の改正が行われました。

この改正により、

(ア) 病院、店舗、旅館等の不特定多数の者が利用する建築物及び学校、老人ホーム等の避難弱者が利用する建築物のうち大規模なもの等の平成27年末までの耐震診断の義務化・耐震診断の結果の公表

(イ) 村が指定する緊急輸送道路等の避難路沿道建築物や都道府県が指定する庁舎、避難所等の防災拠点建築物の村が指定する期限までの耐震診断の義務化・耐震診断の結果の公表

などの建築物の耐震化の促進のための規制が強化されました。

ウ 平成31年1月1日施行

大阪府北部を震源とする地震等におけるブロック塀等の倒壊被害を踏まえ、ブロック塀等の倒壊による通行障害の防止のため、令第4条の通行障害建築物に、建物に付属する組積造の塀が追加される改正が行われました。

5 本計画の対象とする建築物

本計画では、特に耐震化を図るべき建築物として、以下の建築物を対象としています

これは、法第4条第1項の規定により国土交通大臣が定めた「建築物の耐震診断及び耐震改修の促進を図るための基本的な方針（国土交通省告示第184号、以下「基本方針」という。）及び長野県耐震改修促進計画（以下「県計画」という。）においても、耐震化を図ることが重要な建築物とされています。

(1) 住 宅

ア 戸建ての住宅

イ「長屋建て住宅、共同住宅以外の住宅」

(2) 特定建築物

ア 多数の者が利用する一定規模以上の建築物（別表－1 参照、以下「多数の者が利用する特定建築物」という）

イ 危険物の貯蔵場又は処理場の用途に供する一定数量以上の危険物を扱う建築物

ウ 地震によって倒壊した場合その敷地に接する道路の通行を妨げ、多数の者の円滑な避難を困難にするおそれのあるものとして本計画に記載された道路に敷地が接する建築物

(3) 公共建築物

公共建築物は平常時の安全確保だけでなく、地震災害時の拠点となる施設や多数の者が利用する建築物が多いことから、計画的かつ重点的な耐震化の促進に積極的に取り組みます。

なお、本計画では村の建築物を対象としています。

なお、本計画においては、上記(1)、(2)ア及び(3)の建築物に対する目標を設定することとし、上記(2)のイ及びウに関しては、今後の調査結果に基づき耐震化に向けた適切な対応を図ることとします。

第1 建築物の耐震診断及び耐震改修の実施に関する目標

1 想定される地震の規模、想定される被害の状況

第1 建築物の耐震診断及び耐震改修の実施に関する目標

平成27年3月に策定された「第3次長野県地震被害想定調査報告書」において、長野県及びその周辺における過去の被害地震や活断層の分布状況並びに県内各地域の地震被害の分布状況を勘案して、発生の想定される地震が報告されています（表1-1、図1-1）

また、地震調査研究推進本部（※1）によると、県内において想定される地震発生の確率は、糸魚川―静岡構造線で発生する地震は、30年以内の地震発生確率は、もっとも高い区間で30%と予想されており、東海地震にあっては、いつ起きてもおかしくない状況にあるとされています。（表-1）

（表-1）想定地震等の概要

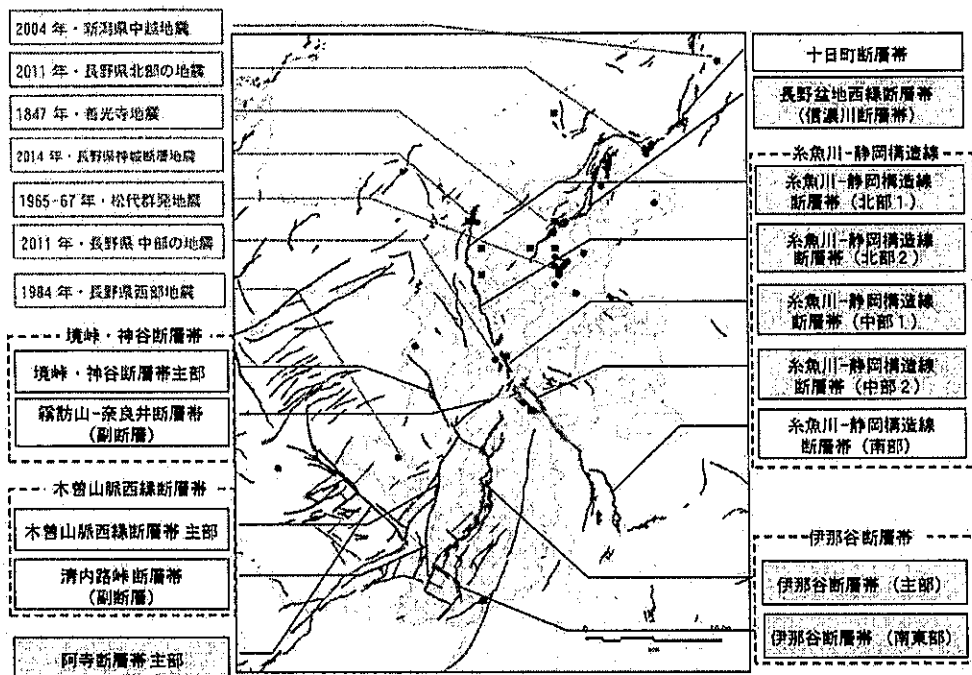
		参考モデル	長さ (km)	マグニチュード (M _j)	マグニチュード (M _w)
長野盆地西縁断層の地震		地震調査委員会（2009）	58	7.8	7.1
糸魚川―静岡構造線	全体	文部科学省研究開発局ほか （2010）	150	8.5	7.64
	北側		84	8.0	7.14
	南側		66	7.9	4.23
伊那谷断層帯（主部）		地震調査委員会（2009）	79	8.0	7.3
阿寺断層帯（主部南部）		地震調査委員会（2009）	60	7.8	7.2

（注）気象庁マグニチュード（M_j）とモーメントマグニチュード（M_w）について

断層による内陸の地震は、断層の長さ（推定）から気象庁マグニチュード（M_j）を算出している。その後、その断層の長さを用いて震源（波源）断層モデルを作成し、モーメントマグニチュード（M_w）を求めている。プレート境界の海溝型地震は、震源（波源）断層の位置・大きさを設定し、モーメントマグニチュード（M_w）を求めている。M₄～M₈の海溝型地震ではM_w=M_jであることから、これを外挿してM_jを求めている。

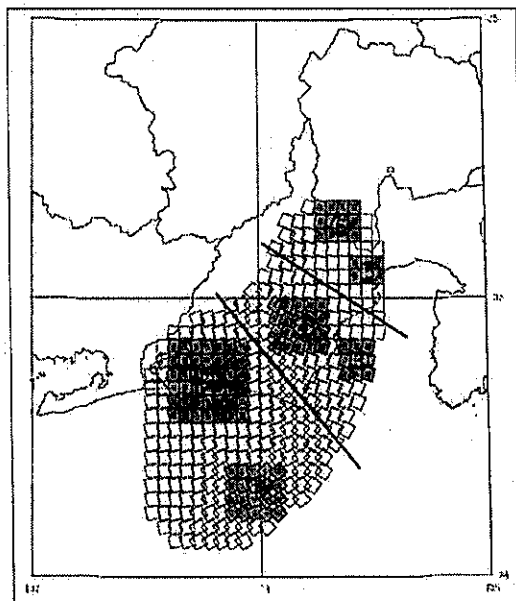
※1 地震調査本部は、地震防災対策特別措置法に基づき文部科学省に設置された政府の特別の機関。

本部長（文部科学大臣）と本部長（関係府省の事務次官等）から構成され、その下に関係機関の職員及び学識経験者から構成される政策委員会と地震調査委員会が設置されています。

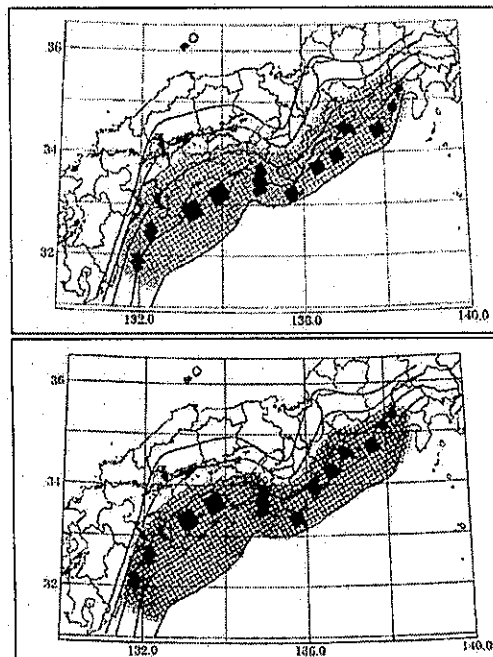


■	長野県に被害をもたらした歴史地震	—	「活断層詳細デジタルマップ」の活断層 (中田・今泉、2002)
●	1940年代以降、長野県内で震度5以上を記録した地震	≡	地震調査研究推進本部の長期評価における主要活断層帯の地表位置
—	「新編日本の活断層」の活断層 (活断層研究会、1991)	■	長野県 (2002) の対象地震 (活断層帯)

(図1-1) 長野県の活断層の分布と被害地震の分布 (出典: 第3次長野県地震被害想定調査報告書)



(図1-2) 想定東海地震の断層モデル
中央防災会議(2001)



(図1-3) 南海トラフの巨大地震の断層モデル
内閣府(2012)(上図: 基本ケース、下図: 陸側ケース)

第1 建築物の耐震診断及び耐震改修の実施に関する目標

地震調査研究推進本部（※1）によると、県内において想定される地震発生の確率は、糸魚川－静岡構造線で発生する地震は、30年以内の地震発生確率は14%と予想されており、東海地震にあっては、いつ起きてもおかしくない状況にあるとされています。（表－2）

（表－2） 発生が予想される地震

想定地震名※2	国等の見解・公表	計測震度等の予測※3
長野盆地西縁断層帯の地震	30年以内の地震発生確率は ほぼ0% （地震調査研究推進本部※2）	・長野地域や北信地域西部を中心に震度6強以上の揺れが生じ、地盤の液状化現象や土砂災害が多数発生する。
糸魚川－静岡構造線断層帯の地震	30年以内の地震発生確率は ほぼ0～30% （地震調査研究推進本部※2）	（全体） ・長野地域西部や大北地域、上小地域、松本地域東部、諏訪地域、上伊那地域東部を中心に広い範囲で震度6強以上の揺れが生じ、地盤の液状化現象や土砂災害が多数発生する。
		（北側） ・長野地域西部や大北地域、上小地域、松本地域東部を中心に震度6強以上の揺れが生じ、地盤の液状化現象や土砂災害が多数発生する。
		（南側） ・諏訪地域、上伊那地域東部を中心に震度6強以上の揺れが生じ、地盤の液状化現象や土砂災害が多数発生する。
伊那谷断層帯（主部）の地震	30年以内の地震発生確率は ほぼ0% （地震調査研究推進本部※2）	・上伊那地域西部や飯伊地域西部を中心に震度6強以上の揺れが生じ、地盤の液状化現象や土砂災害が多数発生する。
阿寺断層帯（主部南部）の地震	30年以内の地震発生確率は ほぼ0% （地震調査研究推進本部※2）	・木曽地域と岐阜県との境界を中心に震度6弱以上の揺れが生じ、被害は木曽地域南部を中心に発生する。

※2 H27. 1 地震調査研究推進本部による。

※3 H27. 3 第3次長野県地震被害想定調査による。

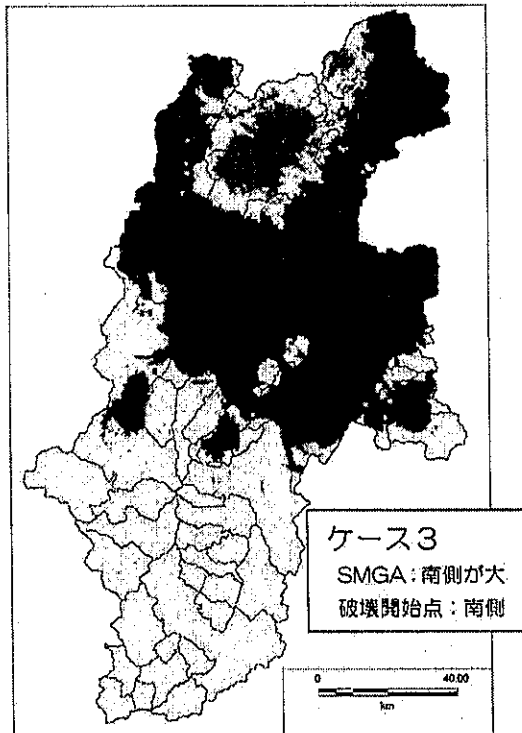
※4 想定地震は地震防災対策を検討するために設定された地震であり、地震を予知したものではなく、また、近い将来これらの地域で想定通りの地震が発生することを必ずしも意味するものではありません。

第1 建築物の耐震診断及び耐震改修の実施に関する目標

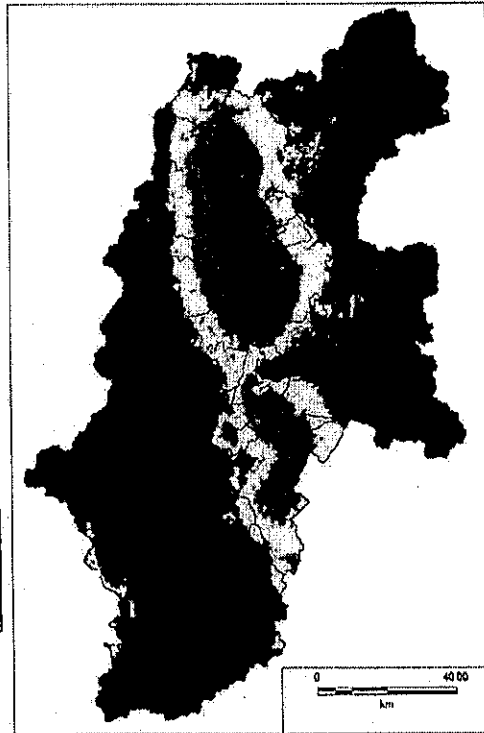
また、想定地震毎の計測震度（地表面）を図に示すと図1-4から図1-9のとおりとなります。

(1) 内陸型（活断層型）地震の地表震度分布（※5）

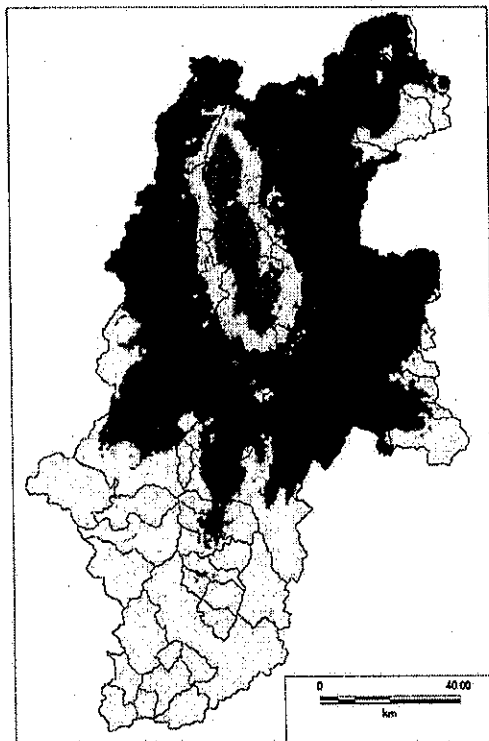
※5 建築物被害が最大のケースを示す。



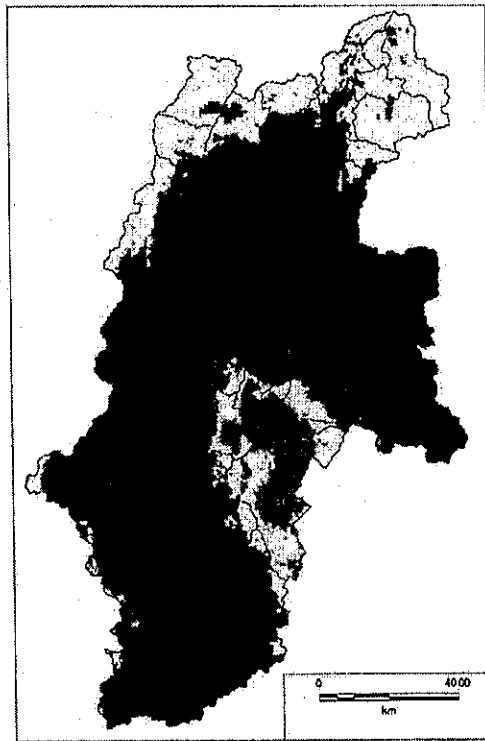
(図1-4)長野盆地西縁断層帯
の地震(Mj7.8)の地表震度分布



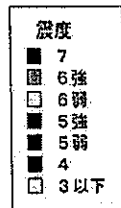
(図1-5)糸魚川-静岡構造線断層帯
の地震の地表震度分布(全体:Mj8.5)

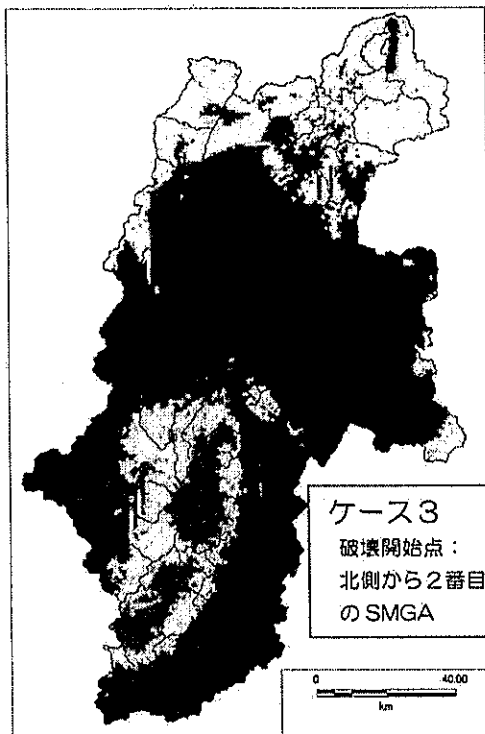


(図1-6)糸魚川-静岡構造線断層帯
の地震の地表震度分布(北側:Mj8.0)

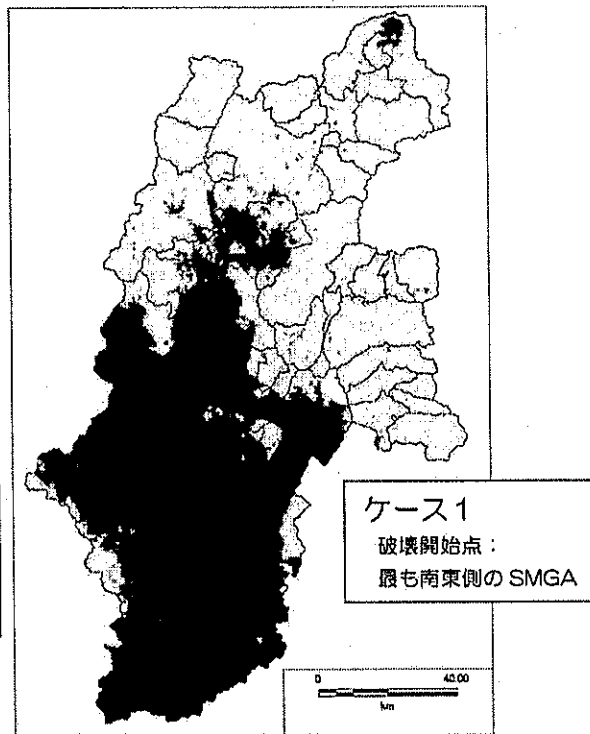


(図1-7)糸魚川-静岡構造線断層帯
の地震の地表震度分布(南側:Mj7.9)

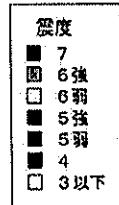




(図1-8)伊那谷断層帯(主部)
の地震(Mj8.0)の地表震度分布



(図1-9)阿寺断層帯(主部南部)
の地震(Mj7.8)の地表震度分布



第1 建築物の耐震診断及び耐震改修の実施に関する目標

「第3次長野県地震被害想定調査報告書」では、県内の主要な活断層等をもとに、発生の可能性のある大規模地震として4つの内陸型地震を想定し人的・物的な被害を（表－3及び表－4）のとおり予測しています。

また、想定した地震以外にも県内に被害を引き起こす地震が、本県やその周辺において発生する可能性があります。

（表－3）被害想定（建築物被害）

（単位：棟）

分 区 想定地震名		地震ケース等			建築物被害	
					全壊・焼失	半壊
長野盆地西縁断層帯の地震		ケース3	冬18時	強風時	40,960	47,370
糸魚川ー静岡構造線断層帯の地震	全体	ー	冬18時	強風時	97,940	103,450
	北側	ー	冬18時	強風時	11,770	24,390
	南側	ー	冬18時	強風時	31,180	33,050
伊那谷断層帯		ケース3	冬18時	強風時	17,540	42,600
阿寺断層系		ケース1	冬18時	強風時	140	700

※ 建築物被害ケースが最大となるケース示す。

（表－4）被害想定（人的被害）

（単位：人）

区 分		死者数	負傷者数	負傷者のうち 重傷者数	避難者数
想定地震名					
長野盆地西縁断層帯の地震		2,250 (2,110)	14,370 (13,790)	7,410 (7,230)	83,880
糸魚川－静岡構造線 断層帯の地震	全体	5,600 (5,310)	34,210 (33,080)	17,290 (16,920)	183,770
	北側	710 (650)	5,270 (5,160)	2,780 (2,730)	32,540
	南側	1,950 (1,870)	11,610 (11,310)	5,700 (5,160)	56,030
伊那谷断層帯		1,270 (1,200)	9,830 (9,650)	5,060 (4,990)	51,910
阿寺断層系		10 (10)	230 (220)	80 (80)	960

※ 建築物被害ケースが最大となるケースを示す。

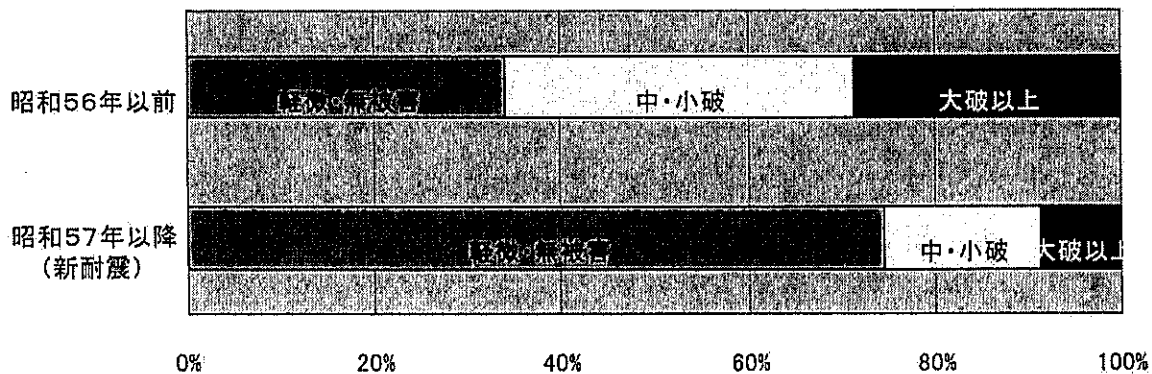
第1 建築物の耐震診断及び耐震改修の実施に関する目標

2 耐震化の現状

(1) 建築基準法における構造基準の改正

昭和 53 年の宮城県沖地震等の被害状況を受け、昭和 56 年に建築基準法の耐震関係規定が見直されました（昭和 56 年 6 月 1 日施行、新耐震基準）。その後、発生した阪神・淡路大震災において、昭和 56 年以前に建築されたもの（旧基準による）について被害が大きかったことがわかっています（昭和 57 年以降の建築物では、大破及び中・小破の被害があったものが全体の約 1/4 であったのに対し、昭和 56 年以前に建築したものは約 2/3 に達しています。）。

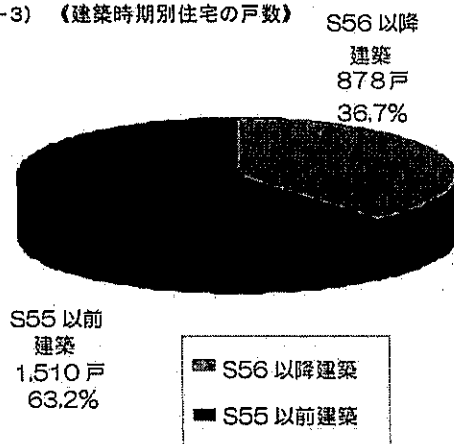
（図－2）《阪神・淡路大震災における建築時期による被害状況》



(2) 建築時期別の住宅の状況等

令和 2 年 1 月現在、村内の専用住宅等の総数は、2,388 戸であり、昭和 55 年以前に建築された住宅は、1,510 戸で全体の 63.2 %を占めています。（表－5）

（図－3）《建築時期別住宅の戸数》



（表－5）建築時期別住宅戸数

（単位：戸）

住宅等総数	2,388
うち昭和55年以前建築	1,510 (63.2%)
～S25	373
S26～35	129
S36～45	349
S46～55	659
うち昭和56年以降建築	878 (36.7%)
S56～H2	427
H3～12	282
H13～H22	117
H23～	52

(出典：村統計調査等による)

第1 建築物の耐震診断及び耐震改修の実施に関する目標

村内の住宅を建方別にみると、全体の約 99.8%を占める戸建ての約 63.2%が昭和 55 年以前に建築されており、住宅等総数に対する割合は約 63.2%を占めています。

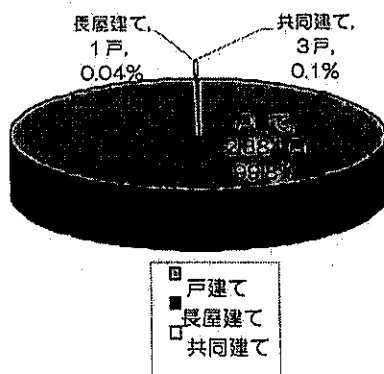
また、共同建ては住宅等総数の約 0.1%と低く、昭和 55 年以前に建築されたものではありません。

一方、旅館等は昭和 55 年以前に建築された割合が約 100%となっていますが、構成比が約 0.04%と低いため、住宅総数に対する割合も約 0.04%と低くなっています。

(表-6)

	住宅等数	構成比	うち昭和 55 年以前 建築 戸数	住宅等数 に対する 割合
戸建て	2,384	99.8%	1,509	63.2%
共同建て	3	0.1%	0	0%
旅館等	1	0.04%	1	100%
計	2,388	—	1,510	63.2%

(図-4) 《建方別戸数》

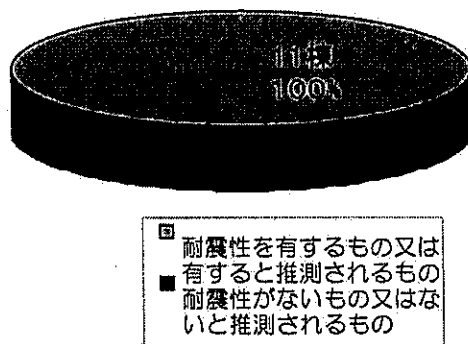


(3) 多数の者が利用する特定建築物の耐震化の現状

村内には多数の者が利用する特定建築物は11棟あります。すでに、補強及び改修を行っていますので、特定建築物の耐震化率は100%となります。(表-7-1、7-2)

(表-7-1) 特定建築物における耐震化率の現状 (単位：棟)

(図-5) 《多数の者が利用する特定建築物の耐震の現状》



特定建築物総数 (a)	11
耐震性を満たすもの (b=d+f)	11
耐震化率 (c=b/a)	100%
昭和 57 年以降に建てられたもの (d)	7
昭和 56 以前の建てられたもの (e)	4
耐震性を有しているもの又は有していると推測されるもの (f)	4
耐震性がないもの又はないと推測されるもの (g)	0

(出典：村統計調査等による)

第1 建築物の耐震診断及び耐震改修の実施に関する目標

(表一七—2) 多数の者が利用する特定建築物の耐震化の現状 (単位：棟)

多数の者が利用する 特定建築物の区分	I 災害応急 対策を実施 する拠点と なる建築物	II 災害時に 避難施設 となる 建築物	III 災害時に 負傷者等の 対応を行う 拠点となる 建築物	IV 被災時 要援護者が 利用する 建築物	V その他 の建築物	合 計
具体的な用途	事務所（庁 舎等）、保健 所等公益的 な施設	学校（幼稚 園を除く）、 体育館	病院、 診療所	老人ホーム、 その他の社会 福祉施設	旅館、工場、 共同住宅 （賃貸）等	
平成27年におけ る 棟総数 (a)	0	7	0	0	4	11
耐震性を満たすも の (b=d+f)	0	7	0	0	4	11
耐震化率 (c=b/a)	—	100%	—	—	100%	100%
昭和57年以降に 建築された棟数 (d)	0	4	0	0	3	7
昭和56年以前に 建築された棟数 (e)	0	3	0	0	1	4
耐震性を有して いるもの又は有 すると推測され るもの (f)	0	3	0	0	1	4
耐震性がないも の又はないと推 測されるもの (g)	0	0	0	0	0	0

(出典：村統計調査等による)

3 耐震改修等の目標の設定

(1) 改修又は建替等に伴う更新による耐震化率の推計

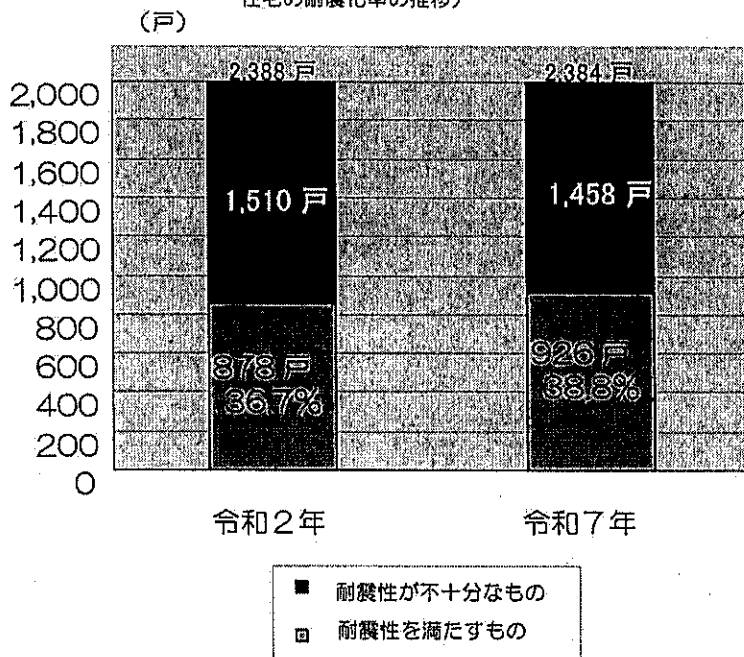
今後の5年間においても、建築物の老朽化に伴う改修又は建替等により、耐震性を満たさない建築物が減るため、建築物全体における耐震化率は向上します。(以下「改修又は建替等に伴う更新」という。)

これまでの改修又は建替え等の動向を踏まえ、これまでと同じペースで改修又は建替え等が推移した場合の令和7年時点における住宅の耐震化率を推計します。(表-8)

(図-6)

(建替等に伴う更新による令和7年における

住宅の耐震化率の推移)



(表-8) 改修又は建替等に伴う更新による令和7年における住宅の耐震化率の推計 (単位: 戸)

	令和2年	令和7年
住宅の総数	2,388	2,384
耐震性を満たすもの	878	926
耐震化率	36.7%	38.8%
昭和56年以降に建てられたもの	878	926
昭和55年以前に建てられたもの	1,510	1,458

第1 建築物の耐震診断及び耐震改修の実施に関する目標

(表-9) 改修又は建替等に伴う更新による令和2年度末における多数の者が利用する特定建築物の耐震化率 (単位: 棟)

多数の者が利用する 特定建築物の区分 (棟)	I 災害応急 対策を実施 する拠点と なる建築物	II 災害時に 避難施設 となる 建築物	III 災害時に 負傷者等の 対応を行う 拠点となる 建築物	IV 被災時 要援護者が 利用する 建築物	V その他 の建築物	合 計
具体的な用途	事務所(庁舎 等)、保健所 等公益的な 施設	学校(幼稚園 を除く)、 体育館	病院、 診療所	老人ホーム、 その他社会 福祉施設	旅館、工場、 共同住宅 (賃貸)等	
令和2年における 棟総数 (a)	3	7	4	3	4	21
令和2年における 総棟数(推計値) (b)	3	7	4	3	4	21
耐震性を満たすもの (c=e+g)	3	7	4	3	4	21
耐震化率(d=c/b)	100%	100%	100%	100%	100%	100%
昭和57年以降に建築 された棟数 (e)	0	3	4	3	3	13
昭和56年以前に建築 された棟数 (f)	0	4	0	0	1	5
耐震性を有している もの又は有していると 推測されるもの(g)	0	4	0	0	1	5
耐震性がないもの又は ないと推測されるもの(h)	0	0	0	0	0	0

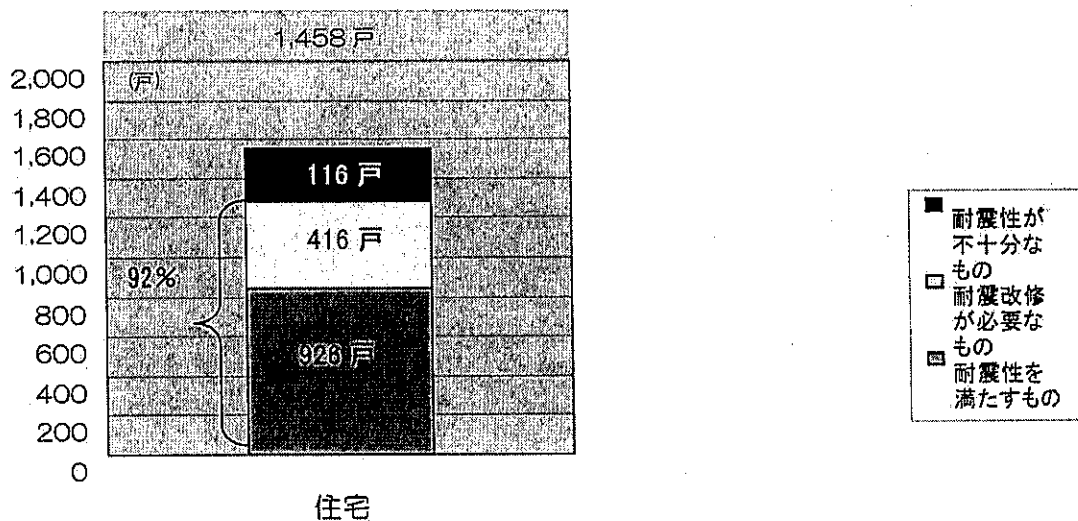
(2) 耐震化率の目標の設定

国の基本方針において、「住宅の耐震化率について、令和7年までに少なくとも92%とすることを目標」とされています。また、県計画の耐震化率の目標並びに当村において想定される地震の規模、被害の状況及び耐震化の現状を踏まえ、村内の地震被害想定
の半減化を目指して、令和7年における耐震化率の目標を以下のとおりとします。

- ・ 県の目標と同じく、住宅については、耐震化率の目標を92%とします。

目標の達成に向けては、今後5年間で改修又は建替等に伴う更新による実施数に加え、村民に対する周知や施策の推進により、住宅にあっては 442 戸の耐震改修が必要になります。(表-10)

(図-8) 《令和7年における住宅の耐震化率目標》



第1 建築物の耐震診断及び耐震改修の実施に関する目標

(表-10) 令和7年における住宅の耐震化率の目標

(単位：戸)

	住 宅
令和2年における住宅総数 (a)	2,388
耐震性を満たすもの (b)	878
耐震化率 (c=b/a)	36.7%
令和7年における住宅総数の推計値 (d)	2,384
建替え等がこのままの状況で推移した場合、平成32年の時点で耐震性を満たすと推測されるもの（建替えに伴う更新による） (e)	926
建替えに伴う更新による令和7年における耐震化率 (f=e/d)	38.8%
目標(92%)を達成するために令和7年時点で 耐震性を満たす必要がある戸数 (g)	1,342
令和7年までに耐震改修が必要な戸数 (h=g-e)	416
令和7年における耐震化率の目標 (i=g/d)	56.3%

(表-11) 令和2年度末における特定建築物の耐震化率

(単位：棟)

	多数の者が利用する 特定建築物
令和2年度末における棟総数 (a)	11
耐震性を満たすもの (b)	11
耐震化率 (c=b/a)	100%

4 公共建築物の耐震化の目標等

公共建築物は、災害時に、①庁舎は被害情報の収集や災害対策指示が行われ、②学校体育館は避難場所等として活用され、③病院は災害による負傷者の治療が行われるなど、多くの公共建築物が応急活動の拠点として活用されます。このため、災害時の拠点施設としての機能確保の観点から耐震化を進める必要があります。公共建築物のうち村有施設（以下「村有施設」という。）については、公共建築物の災害時の重要性に鑑み、県に準じて耐震化の目標設定や整備プログラムの策定に努めるものとします。

(1) 村有施設の耐震化の基本方針

村有施設については、災害時に拠点となる施設及び多数の者が利用する特定建築物（以下「災害拠点施設等」という。）に関し、重点的に耐震化を進めることとします。

(2) 村有施設の耐震化の現状と目標

現在、村有施設のうち災害拠点施設等は25棟あり、昭和56年以前に建てられたものが12棟（構成比48.0％）で、そのうち耐震性を有するもの又は耐震性を有すると推測されるものは8棟で、昭和57年以降に建てられた13棟を加えた21棟が耐震性を有していると考えられ、現状での耐震化率は84.0％となります。（表－12）

（表－12）村有施設のうち災害拠点施設等の耐震化の現状及び目標

（単位：棟）

建築物の分類	庁舎	小中高校、 体育館	病院、 診療所	社会福祉 施設等	左記以外の 用途	合 計
総棟数 (a=d+e)	3	7	1	3	11	25
耐震性があると判断されるもの (b=d+f)	3	7	1	3	8	21
耐震化率 (c=b/a)	100%	100%	100%	100%	72.7%	84.0%
昭和57年以降に建築された棟数 (d)	1	3	1	3	5	13
昭和56年以前に建築された棟数 (e)	2	4	0	0	6	12
耐震性を有するもの又は有すると推測されるもの (f)	2	4	0	0	3	8
耐震化が必要なもの (g) ※	0	0	0	0	3	4

※ 除却・改築等を含む。



令和7年における 耐震化率	100%
------------------	------

(4) 公営住宅（村営住宅）の耐震化の現状及び目標

村有施設のうち村営住宅は15団地、103戸、51棟を管理しています（令和2年3月31日現在）。そのうち昭和56年以前に建築されたものは3棟です。昭和57年以降に建築されたものは45棟で、現在の耐震化率は93.7%となっています。

（表－13）。

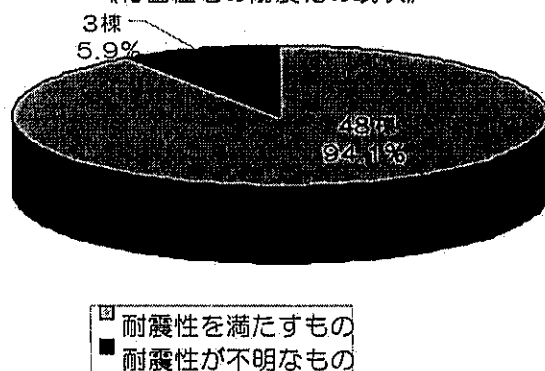
また、令和7年における村営住宅全体の耐震化率の目標値を100%とします。

（表－13）村営住宅の耐震化の現状と目標

（単位：棟）

建築物の分類 構造・規模等	低 層 平屋・2階建て	中・高層 3階建て以上	合 計
総棟数（a） （構成比）	48 (94.1%)	3 (5.9%)	51 (100%)
耐震性を満たしているもの（b）	45	3	48
耐震化率(c=b/a)	93.7%	100.0%	94.1%
昭和57年以降に建築された棟数 （d）	45	3	48
昭和56年以前に建築された棟数 （e）	3	0	3
耐震性を有するもの（f）	0	0	0
未診断(g)	3	0	3
耐震化率の目標(h)	100%	100%	100%

（図－9）《村営住宅の耐震化の現状》



(5) 耐震診断結果の公表等

村有施設にあっては、耐震化の状況を、別途村のホームページ等で公表することとします。

第2 建築物の耐震診断及び耐震改修の促進を図るための施策

1 耐震診断及び耐震改修に係る基本的な取組み方針

(1) 耐震化の推進のための役割分担（図－１０）

ア 住宅や建築物の所有者

現在、コスト問題のほか、後継者がいない等の理由により、耐震診断や耐震改修が進んでいない状況にあります。

住宅や建築物の耐震化を進めるためには、所有者が、住宅や建築物の耐震化や防災対策を自らの問題又は地域の問題としてとらえ、自助努力により取り組むことが必要不可欠です。耐震診断や耐震改修を積極的に行うことのほか、地震保険料の割引制度や耐震改修促進税制の活用等も考えられます。

イ 関係団体等

建築関係団体や NPO にあっては、村民が自ら耐震化を行う際、専門家としての立場から適切なアドバイスを行うとともに、行政と連携を図り、耐震化の推進を技術的な側面からサポートすることが必要です。

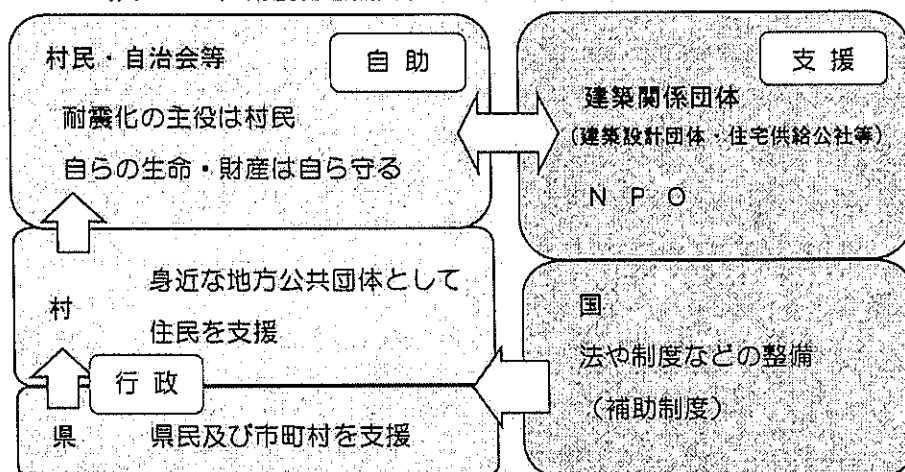
ウ 村

村は、最も身近な地方公共団体として、地域の実状に応じて、所有者を支援することが必要です。

エ 県

県は所有者の取組みをできる限り支援する観点から、必要な施策を市町村や関係団体等と連携しながら実施することが必要です。

（図－１０）耐震化を推進するための役割分担（イメージ）



2 耐震診断及び耐震改修の促進を図るための支援策

(1) 住宅に関する支援

ア 補助事業等の実施

村においては、住宅の耐震化を促進するため、平成20年度から、住宅・建築物耐震改修促進事業（補助事業）を実施してきました。村民が住宅の耐震化に関する支援策を受けることができるよう、県と連携しながら、今後も昭和56年以前の住宅及び避難施設となる建築物について、耐震診断及び耐震改修に対し支援していきます。

（表－14）

（表－14）補助事業の概要

区 分	耐震診断	耐震改修（補強）
対象建築物	◇昭和56年以前の住宅 ◇避難施設となる建築物	
助成内容	市町村が耐震診断士の派遣に要する経費に助成	耐震改修（補強）工事に要する経費に助成
補 助 対象経費	◇精密診断 6.5 万円 ／戸	補助限度額 100 万円／戸
補 助 率	国 : 1 / 2 県 : 1 / 4 村 : 1 / 4	国 : 40% 県 : 20% 村 : 20% 所有者 : 20%

イ アクションプログラムの策定による取組支援

耐震化の必要性についての社会的意識の醸成及び更なる促進のため、村における「住宅耐震化緊急促進アクションプログラム」（以下、「アクションプログラム」という。）の策定をし、耐震診断を実施していない所有者等を対象とした啓発強化を推進します。

3 安心して耐震改修を行うことができるようにするための環境整備

近年、リフォーム工事契約に伴う消費者被害が社会問題化しており、所有者が安心して耐震改修を実施することができる環境の整備が重要となります。

(1) 所有者が耐震改修等を行いやすい環境の整備

個人住宅にあっては、全世帯を対象にした啓発パンフレットの配布や広報紙の活用による周知のほか、所有者へのダイレクトメール等や耐震化の必要性について周知を図ります。

第2 建築物の耐震診断及び耐震改修の促進を図るための施策

(2) 耐震改修等に関する相談窓口の設置

耐震改修等に関する相談に対応するため、建設課・建設係を「耐震改修相談窓口」とし、耐震改修等に関する相談を引き続き対応します。

4 地震時の建築物の総合的な安全対策に関する事業の概要

建築物の耐震化のほか、次の事項を含めた総合的な安全対策を推進します。

(1) ブロック塀等の転倒防止対策

地震時、ブロック塀や擁壁が転倒すると、その下敷きになり死傷者が発生します。

今後も、引き続きブロック塀等防災対策促進事業補助金を活用してもらい、倒壊及び転倒による災害の防止を図ります。

補助対象事業	対象経費	補助金額
ブロック塀等撤去事業	施工者に発注して実施する道路沿いの倒壊または転倒の恐れのあるブロック塀等を撤去する工事に対する経費	当該事業に要する経費と撤去するブロック塀等の長さに1メートルあたり9,000円を乗じて得た額のいずれか少ない額の2分の1以内の額。ただし、1敷地内につき10万円を限度とする。

(2) 非構造部材の耐震対策

体育館等において天井材の落下が見られました。

地震による被害は、柱や梁といった建築物の構造体のみでなく、窓ガラスや天井、外壁などの非構造部材の落下による被害を防止する必要があります。

今後は、非構造部材の耐震対策についても検討していきたいと思います。

5 地震に伴う崖崩れ等による住宅・建築物の被害の軽減対策

地震に伴う崖崩れ等による住宅・建築物の被害を防止するため、「がけ地近接等危険住宅移転事業」及び「住宅宅地基盤特定治水施設等整備事業」等の軽減対策に関する支援制度の活用を検討します。(表-15)

(表-15) 事業の概要

区 分		【事業名】概 要	補 助 率		
			国	県	村
危険住宅の移転等 除却・新築・移転先 の土地の購入等	除却補助 ・ 利子補給	【がけ地近接等危険住宅移転事業】 危険住宅を除却し、安全な 住宅の建て替えの促進	1/2	1/4	1/4
砂 防 設 備 急傾斜地崩壊 防止施設	整備	【住宅宅地基盤特定治水施設等整備】 (住宅・建築物の耐震改修支援) 住宅市街地を保全するために必要な 土砂災害防止施設の整備	1/2	1/2	—

第3 建築物の地震に対する安全性の向上に関する啓発及び知識の普及

建築物の地震に対する安全性の向上に関する啓発及び知識の普及に関して、以下について引き続き積極的に実施するものとします。

1 地震ハザードマップの作成及び公表

住宅や建築物の所有者が耐震化を自らの問題又は地域の問題としてとらえ、所有者又は地域の耐震化に関する取り組みに活用することができるよう、村において地震に関するハザードマップを作成し、ホームページ等で公表していくこととします。

2 相談体制の整備及び情報提供の充実

村において、建設課・建設係に相談窓口を設けることとし、住宅等の所有者に対し、耐震診断及び耐震改修に関する相談や耐震改修工法・専門家・標準契約書の紹介等の情報提供を行います。

また、広報誌やパンフレット、ホームページ等を通じ、耐震化に関する情報を発信していきます。

3 パンフレットの作成及び配布並びにセミナー・講習会の開催

住宅の簡易耐震診断や補助事業に関するものなど、各種パンフレットを作成・配布し、耐震化に関する啓発を行います。

また、建築物防災週間等の各種行事やイベントの機会をとらえて、住宅の耐震診断及び耐震改修の必要性について普及啓発を行います。

4 リフォームにあわせた耐震改修の誘導

住宅の増改築やキッチンの改修等リフォーム工事に併せて耐震改修を行うことは、費用や施工面で効率的であることから、リフォーム工事に併せた耐震改修を誘導します。

広報や民間事業者等の行う住宅関連フェア等の機会をとらえて、住宅等の所有者に対して啓発を行います。

5 自治会等との連携策及び取組み支援策について

地域の人々が生活の場を皆で守るという考え方が重要です。

地域において地震防災対策に取り組むことは、地震発生時の適切な対応に効果的であるばかりでなく、平常時の防災訓練や地域における危険箇所の改善等の点検活動等、自主防災活動が重要であることから、村において啓発や必要な支援を行います。

また、県とも連携し、自治会等から求めがあれば現地に出向き、耐震化の必要性や支援策などを直接住民に対し説明するなど出前講座等を実施します。(表-16)

第3 建築物の地震に対する安全性の向上に関する啓発及び知識の普及

(表-16) 出前講座の概要

実施予定先	内 容
自主防災組織 学校、自治会等	耐震化の必要性、地震防災対策、制度の説明等

6 耐震改修促進税制等の周知

個人が住宅の耐震改修を行った場合、改修工事を完了した年の所得税額が一定額排除（耐震改修工事の標準的は費用の10%相当額：上限25万円）でき、また、工事が完了した年の翌年度分の家屋にかかる固定資産税が減額（翌年度分の固定資産税が2分の1に減額：床面積120㎡が適用上限）できるなど、税制の特別措置が可能となっています。（令和2年4月現在）こうした税制も有効に活用し、耐震改修の促進につながるための制度の周知を徹底します。（表-17）

(表-17) 耐震改修促進税制

税制内容	要 件 等
所 得 税	個人が一定の耐震改修を行った場合、改修工事を完了した年の（改修工事費の10%相当額：上限25万円）を所得税額が控除
固定資産税	個人が一定の耐震改修工事を行った場合、一定期間固定資産税額（120㎡が適用上限）を1/2に減額

第4 建築基準法による勧告又は命令等についての所管行政庁との連携

1 法による指導等の実施に関する所管行政庁との連携

県計画において、所管行政庁は、すべての特定既存耐震不適格建築物の所有者に対して法に基づく指導及び助言を行うこととしていることから、村においても村内の特定建築物の耐震化を促進するため、所管行政庁と連携して対応します。(表-18)

【県計画における所管行政庁による実施方針】

- (1) 指導及び助言：耐震化の必要性や改修に関する説明又は文書の送付。
- (2) 指示：耐震診断及び耐震改修に関して実施すべき事項を具体的に記載した指示書を交付。
- (3) 公表：広報やホームページへの登載、各地方事務所等へ掲示。

(表-18)

区分	努力義務	指導及び助言	指示	公表
法	特定既存耐震不適格建築物 (法第14条、法15条第1項)	特定既存耐震不適格建築物 (法15条第2項)	指示を受けた所有者が正当な理由がなく、その指示に従わなかった場合	

2 建築基準法による勧告又は命令等の実施に関する特定行政庁との連携

- (1) 県計画においては、法第12条第3項又は法第15条第3項に基づき公表を行ったにもかかわらず、所有者が耐震改修を行わない場合には、構造耐力上主要な部分の地震に対する安全性について、著しく保安上危険であると認められる建築物については、建築基準法第10条第3項による命令を行います。
- (2) 同様に、損傷、腐食、その他の劣化が進み、そのまま放置すれば著しく保安上危険であると認められる建築物については、建築基準法第10条第1項に基づく勧告や同条第2項の規定に基づく命令を行います。

第5 その他建築物の耐震診断及び耐震改修の促進に関し必要な事項

1 関係団体による協議会の設置、協議会による事業の概要

本計画を実施するにあたり、今後、県及び関係団体等との協議会設置について検討します。

2 その他

本計画は、目標値の達成状況等について、評価・検証を行うほか、計画終了年次（平成32年度）に事後評価を行うこととします。

別表１（多数の者が利用する特定建築物）

用 途	規 模 (指導・助言対象)	参 考 (指示対象)
幼稚園、保育所	階数２以上かつ 500 ㎡以上	階数２以上かつ 750 ㎡以上
小学校、中学校、中等教育学校の前期課程、 盲学校、聾学校若しくは養護学校	階数２以上かつ 1,000 ㎡以上	階数２以上かつ 1,500 ㎡以上
学校（上記学校を除く。）	階数３以上かつ 1,000 ㎡以上	
老人ホーム、老人短期入所施設、身体障害者 福祉ホームその他これらに類するもの	階数２以上かつ 1,000 ㎡以上	階数２以上かつ 2,000 ㎡以上
老人福祉センター、児童厚生施設、身体障害 者福祉センターその他これらに類するもの	階数２以上かつ 1,000 ㎡以上	階数２以上かつ 2,000 ㎡以上
体育館（一般公共の用に供されるもの）	1,000 ㎡以上	2,000 ㎡以上
病 院、診療所	階数３以上かつ 1,000 ㎡以上	階数３以上かつ 2,000 ㎡以上
ボーリング場、スケート場、水泳場 その他これらに類する運動施設		
劇場、観覧場、映画館又は演芸場		
集会場、公会堂		
展示場		
卸売市場		
百貨店、マーケットその他の物品販売業 を営む店舗		階数３以上かつ 2,000 ㎡以上
ホテル又は旅館		
賃貸住宅（共同住宅に限る。）、寄宿舍 又は下宿		
事務所		
博物館、美術館又は図書館		階数３以上かつ 2,000 ㎡以上
遊技場		
公衆浴場		
飲食店、キャバレー、料理店、ナイト クラブ、ダンスホールその他これらに 類するもの		
理髪店、質屋、貸衣装屋、銀行その他 これらに類するサービス業を営む店舗		
工場		
車両の停車場又は船舶若しくは航空機 の発着場を構成する建築物で旅客の 乗降又は待合いの用に供するもの		階数３以上かつ 2,000 ㎡以上
自動車車庫その他の自動車又は自転車 の停留又は駐車のための施設		階数３以上かつ 2,000 ㎡以上
郵便局、保健所、税務署その他これらに 類する公益上必要な建築物		階数３以上かつ 2,000 ㎡以上